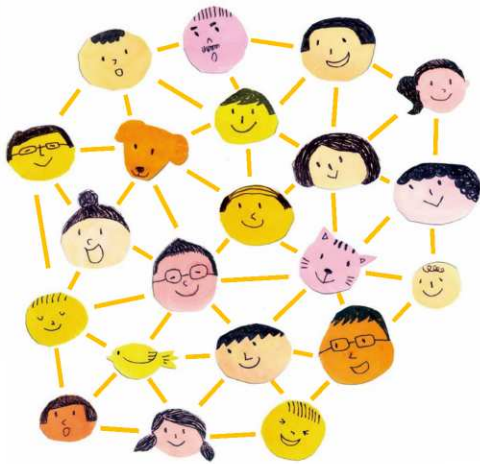


日進市市民参加及び市民自治活動条例 について

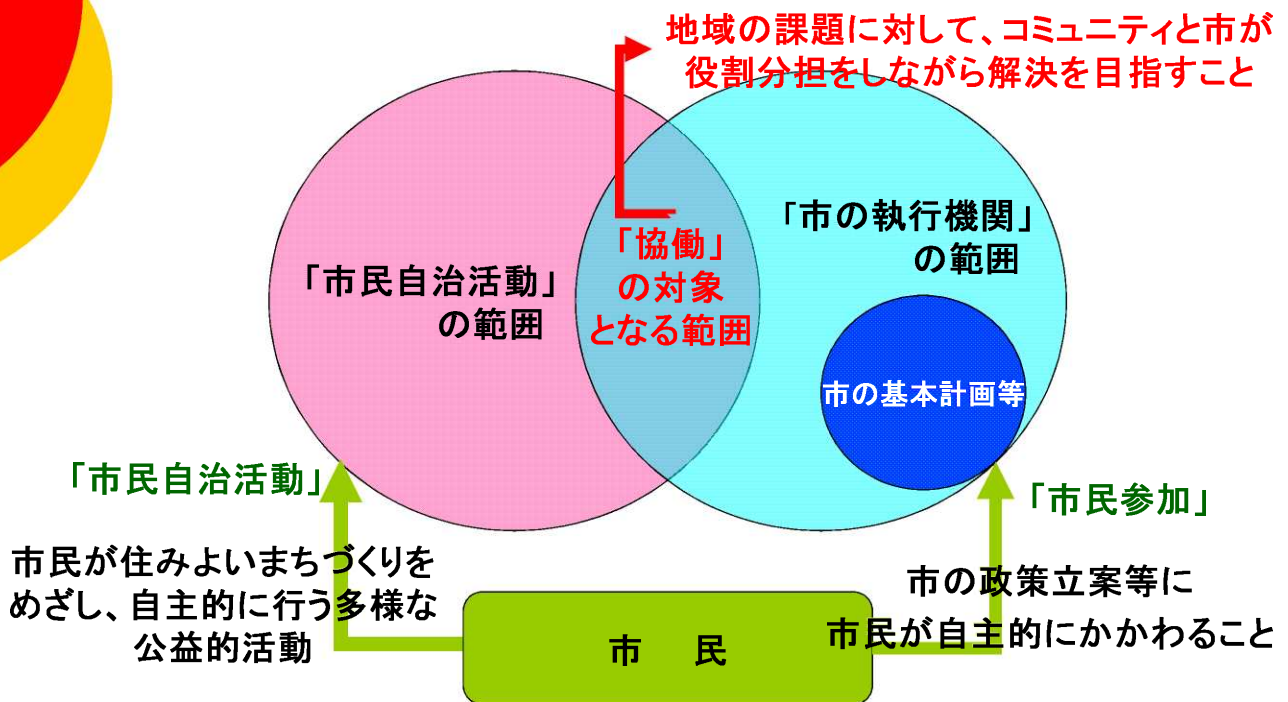


みんなが参加
みんなが決めて
みんなが行動

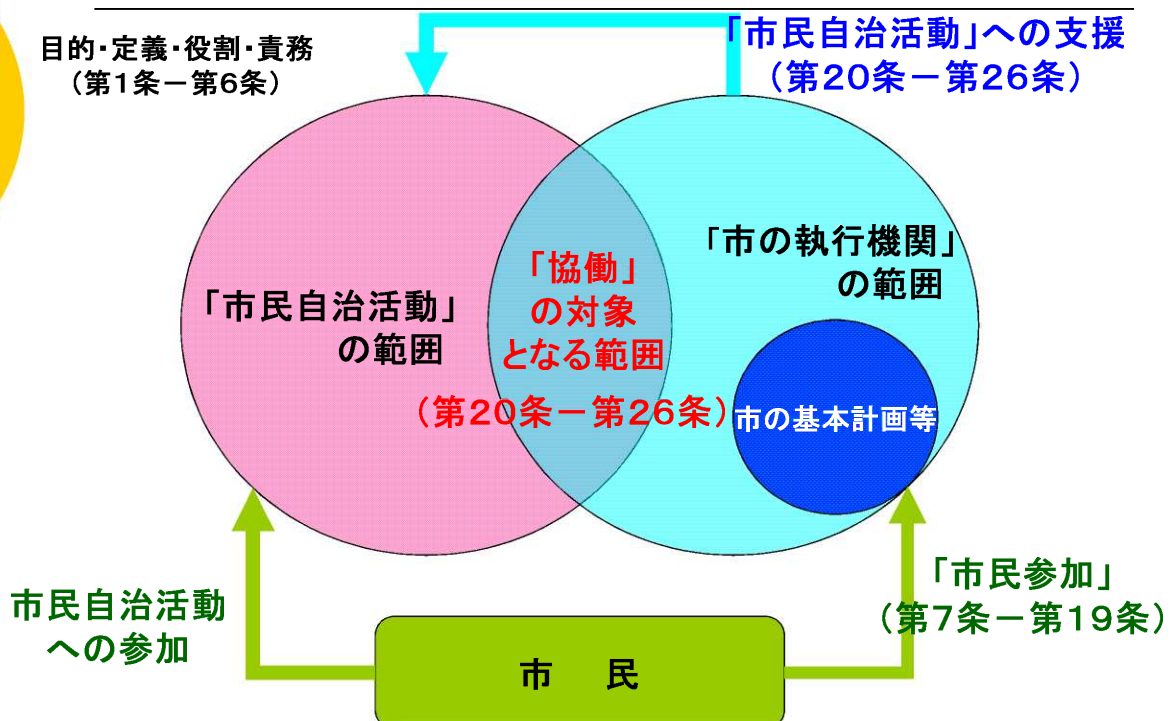
「日進市市民参加及び市民自治活動条例」 とは

- 「日進市自治基本条例」 (平成19年10月1日施行)
第15条及び第16条に基づいて定められた、
「市民参加」と「市民自治活動の支援及び協働」
のための具体的なルールを定めた条例
- 平成24年 3月28日公布
- 平成24年10月 1日施行

市民参加・市民自治活動・協働のイメージ



「市民参加及び市民自治活動条例」イメージ図



第1章 総則（第1条—第6条）

- 条例に出てくる「ことば」の定義
- 市民・コミュニティ・市の役割と責務

市民	コミュニティ	市（市の執行機関）
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市政への積極参加 ○ 責任の範囲での発言・行動 ○ お互いの意見や立場への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域課題の解決への主体的な取組 ○ 公共性や公益性の考慮 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参加しやすい場・機会の提供 ○ 情報公開・説明責任 ○ 施策実施・環境整備 ○ 公平性・公正性の確保

第2章 市民参加（第7条—第19条）

- 市民参加を実施する対象事項や市民参加の方法、それぞれの方法の具体的なルールを規定

対象事項	方法
<ul style="list-style-type: none"> ① 基本計画等の策定・変更 ② 基本条例、又は市民に義務を課す条例の制定・改廃 ③ 市民生活への影響が大きい制度の導入・改廃 ④ 公共施設等の基本計画の策定・変更 など 	<ul style="list-style-type: none"> ① 附属機関等の設置 ② ワークショップの開催 ③ パブリックコメント手続の実施 ④ 意向調査の実施 ⑤ 説明会等の実施 ※ 上記から2つ以上実施

第2章 市民参加（第7条―第19条）

- 市民参加の一例：ワークショップのようす



第3章 市民自治活動の支援及び協働 （第20条―第26条）

- コミュニティと市が守るべき原則や、市が実施する施策を規定
- コミュニティは、市に対して協働事業の提案をすることができる

5つの原則	市の施策
①対等 ②相互理解 ③共有 ④役割分担 ⑤透明性	①市が設置する活動拠点の管理運営 ②市民自治活動への助成 ③情報の受発信 ④コミュニティにおける交流の場づくり ⑤コミュニティ及び市職員の人材育成等

第3章 市民自治活動の支援及び協働 (第20条—第26条)

- 市民自治活動の一例：防犯活動



第4章 自治推進委員会による協議 及び評価 (第27条)

- 市民参加や市民自治活動の支援及び協働の推進
に必要な事項の協議
- 実施予定・実施状況の定期的評価



第5章 条例の見直し等 (第28条・第29条)

- 市民参加のもとに検証、条例の見直し等必要な措置を講じることを規定

